

報道関係者 各位

令和5年8月10日（木）

【照会先】

青森労働局労働基準部

賃金室長 八木澤 朋宏

室長補佐 佐藤 英雄

（電話）017 - 734 - 4114（直通）

## 青森県最低賃金を時間額898円に

～青森地方最低賃金審議会長が青森労働局長へ答申～

- 1 青森地方最低賃金審議会（会長 いしおかりゆうじ 石岡隆司）は、本年7月5日、青森労働局長から「青森県最低賃金の改正決定について」の諮問を受けたため、青森県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきました。

本日、青森地方最低賃金審議会は、専門部会からの報告に基づき、「青森県最低賃金額を時間額898円」とするとの結論に達し、青森労働局長あて答申を行いました。

- 2 この「時間額898円」は、現行の青森県最低賃金（時間額853円）を「45円」（5.28%）引き上げるものです。この答申を受け、今後、異議申出の公示など諸手続きを経て、青森県最低賃金額が改正されることとなります（予定日10月7日）。

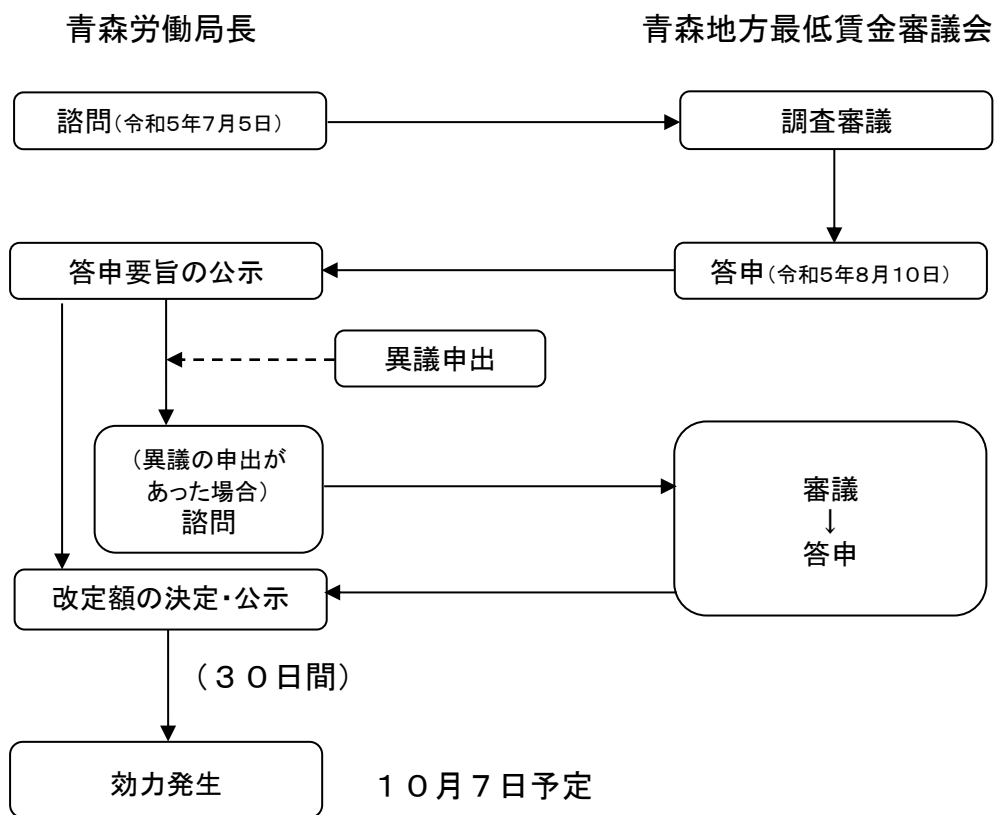
参考

1 最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないと義務付けられているものです。

したがって、使用者が労働者に対し最低賃金未滿の賃金しか支払っていなかった場合、その使用者は最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、この場合、使用者に対して罰則(50万円以下の罰金)が定められています。

2 青森県最低賃金決定の仕組み



3 現行の最低賃金額・適用使用者数・適用労働者数

青森県最低賃金 (地域別最低賃金)	1時間	適用使用者数	適用労働者数
	853円	38,607人	446,200人

適用使用者数・適用労働者数は令和3年経済センサス(総務省統計局)によるもの。

#### 4 青森県最低賃金の推移

年度	時間額 (円)	発効年月日	年度	時間額 (円)	発効年月日
平成 25	6 6 5	平成 25 年 10 月 24 日	平成 30	7 6 2	平成 30 年 10 月 4 日
平成 26	6 7 9	平成 26 年 10 月 24 日	平成元	7 9 0	平成元 年 10 月 4 日
平成 27	6 9 5	平成 27 年 10 月 18 日	令和 2	7 9 3	令和 2 年 10 月 3 日
平成 28	7 1 6	平成 28 年 10 月 20 日	令和 3	8 2 2	令和 3 年 10 月 6 日
平成 29	7 3 8	平成 29 年 10 月 6 日	令和 4	8 5 3	令和 4 年 10 月 5 日

#### 5 青森地方最低賃金審議会委員

##### (公益委員)

飛鳥 由美子 青森大学総合経営学部准教授  
石岡 隆司 弁護士  
中村 円香 日本放送協会青森放送局長  
森 宏之 青森大学総合経営学部教授  
森 理恵 弁護士

##### (労働者側委員)

赤間 義典 日本労働組合総連合会青森県連合会部長  
秋田谷 宗孝 日本労働組合総連合会青森県連合会西北五地域協議会事務局長  
金淵 正人 TVS REGZA労働組合執行委員長  
野坂 聡子 オールユニバースユニオン副委員長  
保土澤 貴 アンフィニ青森労働組合書記長

##### (使用者側委員)

小山内 眞 株式会社小山内バッテリー社代表取締役社長  
小野 武司 三八五自動車整備工業株式会社代表取締役社長  
小山田 康雄 一般社団法人青森県経営者協会専務理事  
田中 泰宏 青森県中小企業団体中央会副会長・専務理事  
藤井 淳子 青森県火災共済協同組合専務理事

(注) 委員は、五十音順である。